

## 豊富町 空家等管理活用支援法人の指定に関する 意見調査の実施要領

### 1. 意見調査の目的

豊富町においては、民間法人と協力しながら空き家対策事業をより推進していくため「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（以下、空家法という。）第 23 条に基づく空家等管理活用支援法人制度（以下、支援法人制度）を導入し、支援法人の募集から指定手続に必要な事務取扱要綱等を策定する予定としています。

事務処理要綱等の策定にあたっては、町が法人に求める業務内容を定め明記する必要があることから、これに対する意見を伺うことを目的として、支援法人の指定を受ける意向のある法人又は当制度に関心のある法人を対象に意見調査を実施します。

町は意見調査の結果を踏まえて法人に求める業務を定め、法人募集の際に公表する事務処理要綱等に反映させるものとします。

### 2. 支援法人制度の概要

根拠法	空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 50 号）
指定する法人	空家等管理活用支援法人
支援法人の要件 （法第 23 条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人</li> <li>・ 一般社団法人（公益社団法人を含みます）</li> <li>・ 一般財団法人（公益財団法人を含みます）</li> <li>・ 空家等の管理又は活用を図る活動を行うことを目的とする会社等</li> </ul>
支援法人が行う業務（法第 24 条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと（1号）。</li> <li>・ 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと（2号）</li> <li>・ 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと（3号）</li> <li>・ 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと（4号）</li> <li>・ 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと（5号）</li> <li>・ 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務を行うこと（6号）</li> </ul>

### 3. スケジュール

意見調査の実施の公表	令和8年4月27日(月) (町HPへの掲載公表)
意見調査の参加申込期限	令和8年5月11日(月)
意見調査の実施	令和8年5月15日(金)
意見調査の結果の公表	令和8年5月下旬 (事務取扱要綱等の公表)

### 4. 意見調査の内容

#### (1) 意見調査の対象

上記の支援法人の要件に該当し、町から支援法人の指定を受ける意向のある町内の法人又は団体とします。

#### (2) 意見調査の項目

- 町が支援法人に求めたい業務(案)に対する意見
- 町が実施する空き家対策に関する提案
- その他、支援法人業務を実施するにあたって町に要望する事項 等

### 5. 意見調査の手続き

#### (1) 意見調査実施の公表方法

町のホームページに掲載し公表します。

#### (2) 意見調査の参加申し込み

意見調査参加を希望する場合は、別紙1の参加申込書に必要事項を記入し、申込先へ直接メールかお電話にてお申し込みください。

##### ① 申込受付期間

令和8年4月27日(月)~5月11日(月)

##### ② 申込先

「8. 問い合わせ先」のとおり

#### (3) 意見調査日時及び場所の連絡

意見調査に参加申込をいただいた法人等の担当者あてに、実施日時及び場所を電子メールにてご連絡します。希望に沿えない場合もありますので予めご了承ください。

#### (4) 意見調査の実施

##### ① 実施期間

令和8年5月15日(金)

##### ② 所要時間

1時間程度

##### ③ 場所

豊富町役場 1F 応接室

##### ④ その他

意見調査は参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。意見調査の実施に際して特に資料提出は求めません。

(5) 意見の提出

上記4(2)意見調査項目について、意見調査時にご意見を伺います。

また、後日書面(任意様式)でのご意見も承ります。書面提出の場合、意見調査時に提出期限をお伝えします。

(6) 意見調査結果の公表

意見調査の結果については、支援法人募集の際に事務取扱要綱等を公表することをもって結果の公表とします。

## 6. 留意事項

(1) 参加事業者の取り扱い

意見調査への参加実績は、支援法人指定における審査の対象とはなりません。

また、参加事業者の名称は公表しません。

(2) 費用負担

意見調査への参加に要する費用は参加事業者の負担とします。

## 7. 参考

[住宅：空家等対策の推進に関する特別措置法関連情報 - 国土交通省](#)

## 8. 問い合わせ先

質問等がある場合は下記の連絡先までお問い合わせください。

豊富町役場町民課生活環境係

〒098-4110 北海道天塩郡豊富町大通6丁目

電話：0162-73-1037      アドレス：yamada@town.toyotomi.hokkaido.jp

担当 山田・小山

別紙1 ヒアリング参加申込書

豊富町 空家等管理活用支援法人の指定に関する  
ヒアリング参加申込

1	法人名			
	所在地			
	ヒアリング 担当者	氏名		
		所属企業・ 部署名		
		E-mail		
Tel				
2	ヒアリングの希望日を記入し、時間帯をチェックしてください。			
	月 日 ( )	<input type="checkbox"/> 10~12時 <input type="checkbox"/> 13~15時 <input type="checkbox"/> 15~17時 <input type="checkbox"/> 何時でもよい		
3	参加予定者氏名	所属法人名・部署・役職		

※申込書受領後、調整の上、実施日時及び場所を電子メールにてご連絡します。

(都合により希望に添えない日時となる場合もありますので、予めご了承ください。)